

2020年10月30日

各位

「民事信託士紹介サービス」取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、多様化するお客さまの資産管理・資産承継ニーズにお応えするため、民事信託の組成やスキームの構築を希望されるお客さま向けに、そのサポートをする専門家である民事信託士^{*}を紹介するサービスを開始しましたので、お知らせいたします。

※ 「民事信託士」とは、一般社団法人民事信託士協会（代表理事 大貫 正男、以下「民事信託士協会」といいます。）が実施する検定に合格し、同協会に登録した司法書士・弁護士のことを言います。

民事信託は、認知症などにより自身の財産管理が困難となる場合に備え、預金や不動産等の資産管理を、信託契約によりご家族などに委託するものです。このご家族などが受託者となる信託は、信託銀行等が受託者となる商事信託に対し、民事信託や家族信託などと呼ばれています。一般に、遺言や成年後見制度より財産管理の自由度が高いといわれる民事信託は、近時お客さまの関心も高まりつつあります。

当行は、このニーズにお応えするため、2019年5月に、民事信託士協会と民事信託制度を利用した適切な資産管理及び円滑な資産承継の普及・推進のための協働取組について合意しており、本件は、2020年4月に取扱いを開始した、民事信託の受託者向け信託口座に次ぐ、第2弾の協働取組となります。

超高齢社会・人生100年時代を迎えた今、当行では今後とも、地域のお客さまの適切な老後の資産管理・円滑な資産承継に資する幅広い商品・サービスの提供に努め、生涯にわたる金融取引で、お客さまに寄り添い続けてまいります。

記

1. 取扱開始日

2020年10月30日（金）

2. 「民事信託士紹介サービス」の内容

サービスの概要：民事信託の契約の組成・スキームの構築等を希望されるお客さまに対し、当行は民事信託士協会に所属する民事信託士を紹介します。

紹介手数料：無償

※ 本ご紹介に関し、当行はお客さまからも民事信託士からも手数料はいただきません。
※ ご紹介後、お客さまが民事信託士から受けるサービスの内容によっては民事信託士への報酬が必要となりますが、お客さまのご判断により、お客さまが民事信託士と直接ご契約されるものであり、当行は関与しません。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

個人営業部（本件担当）宮崎 TEL：058-266-2525

経営企画部 ブランド戦略室（広報担当） TEL：058-266-2512